日本紀略

正月之下

二

日本歳時記巻之二

正月之下

十四日 門松浮連縄と云今日児童の戯に大なる縄と数人おつどひてあらそひ引事ありこれを縄引といふ事なり

按するに案内記にいへく立春日拖鉤之戯以彼此篋纜相冒絳亘数里鳴鼓牽之按乙輸子遊楚為載舟之戯退則鉤之進則強之名曰鉤強遂以鉤為戯起洗これ縄引と相似たる事なり

○とあ葬蜀にて臼杵判金いろくの物作りて

漢杜

折敷につゝ蓑笠をさく人のもとへ持ゆきかれをし
きとその間へ行て入て亜とあるじ乃方より取
てそれ折敷に米餅などへ入てもとの所へかへせば
持来し人とりて悔かとかねてより名をつけ置て
先にかけ置たるひのくしあるすあり此國にてはさび
くといふ四國にはかいづりといふよし此也
〇西國にて此日薄書より四饒に至るまでうぐろ
もちを折とて菓とつゝみて地を折るすなり土を
ゑめんとすや東國にはは事所にてはかゝる
よしなし事俗にしたるがひて何かせんせばし事

礼義に喜なくはせざるにはしかじ
拘するにもあらこしにあり元日に鐵を以て杖に結
付て糞土乃上に投ぎて令如邪とするこれ
いはしへよりの風俗なりと荊楚記にもそしたり
又荊楚記にいはく今小人正月十五日立于糞
掃邊令人執杖打糞堆云以答假痛意者也為
如邪故事耳これを以て今世にうぐろもち打
をおれるなり

十五日今日とよ元といふ元道家の説なり今曉門
松浪連縄等を俗にしたるがひて焼べし但家ちち

ゝ所ゆゑやけば火災乃憂あり爆竹乃火より
回祿あるゝ近年を考へしたれば此近年
所又ハ電せざくハ電乃下に燒へし風靜なる所ハ
いかに燒を又可なり　爆竹とハ竹をたきて
たゝらしむる事なり
我國に今日爆竹するゝ定法なしいつれ法
より初るとし事なるやもしらしまハ元日庭前
にて爆竹すれハ山膝魚屋と降るといふ事案
時紀に見えたり又深松ゆゑもしるとなんされば
玉鄰公の詩にも爆竹春布一家深と作れり
上元ハ漢乃武帝の大元と無るに盛時より

夜にあつるまでおこなふと事乃始として燒
燒のるゝ所り又西月皇松庭燎と後くといふ事
開元き事に見えたり天竺にハ西月十五日僧法
あつまりて燒とさりし仏生利と見るゝあり
爆竹乃ゝ所し日本乃さだちやうハ僧法にて
いひはたゝるハ後漢の明帝の時初く天竺より
をゝこしに佛法まゝる如き乃道士元とやゝ
むと弥ゝかよりてゝ此しゝとゝんとて佛經
をたゝおきたゝ士の書を右に出給へ火をかゝるに
道士の書燒たり法を以たれ義もせりといひて

左義長と云又爾城義長や東土やとちやす
京都乃俗に爆竹を爆竹と云て元よりの爾城佛法の義まさりて東土へ
渡布すといふ事なりとも此ハ沙門乃かき
ときの事なれば親道を尋ぬるなるべし（林道の説なり）
志りれバこゝざ乃説を授ることなりたらず又浴湯
安の説ハ三笈杖焼の奇香ハ三毒退治のてゝりなるよし
時明の蘆簋肉体に入て得れどこれ又妄誕乃
説なれば豈信ずるにたらんや但もろこしにて
陳和元日など小爆竹をうるすあるとまるひて

我國ハ今日するなりし其乃始なれば一年
乃邪氣をたらひ散せるさまなるべし其乃俗
十二月廿五日爆竹をうるすし范至能の説にこれ
得れば有れがち陳和元日のことをうるすにくを
あらざるべし元爆竹乃奉ハ浴氣の前滞せる
を發散し邪宗を驚かしむるなり邪氣の
ごとく爾方浴山中有人也尺餘犯人則病定
熱名曰山臊人以竹著火中爆燃有奉而山臊驚
悸又朱子語類に或人乃いはく以月に孝三といふ
そのあり死して屋となる鄉曲元無祀佛事何其

かれすぶ人乃ゝ先に別に饌見とうなふ美
くれとくせざれば斎食炎く為所汚濁に人
ありて爆杖を敬てくろれ所儀乃樹を焚竜
より遂に終てやゝ世朱子乃いたく是他相死の
氣未散彼爆杖警散了又焦氏雷乗に学殿
諸史集を引ていたく爆行妖氣を降事位死
たり鄰人に仲叟といふものあり山鬼乃あに
祟をなされて戸牖を開くるものにいふ山鬼
志祭りに瓦石を投て妨をなす次叟巫覡を
求てこれをいのりそれば却て妖祟をなすと

いよくはりんなり殿これに謂ていたく日夜庭
中にねぬて深夜にいたく爆行するの数十
竿せよ叟ろれ云を祭りとして爆行志て
暁にいたはこれより妖祟乃事やうし也
なんこの数説をいふ人並び爆行乃邪事を
降るゝ其理あり志ゐがるし

○今朝小豆粥を煮て餞とまして（てこれを食須
清の納言の枕草子に十五日はりちゝ物せくまい
ゐとかれしを此事なり寛平の比より初まし
せりや又七種の粥といへるは米粟黍子蒔子菅子

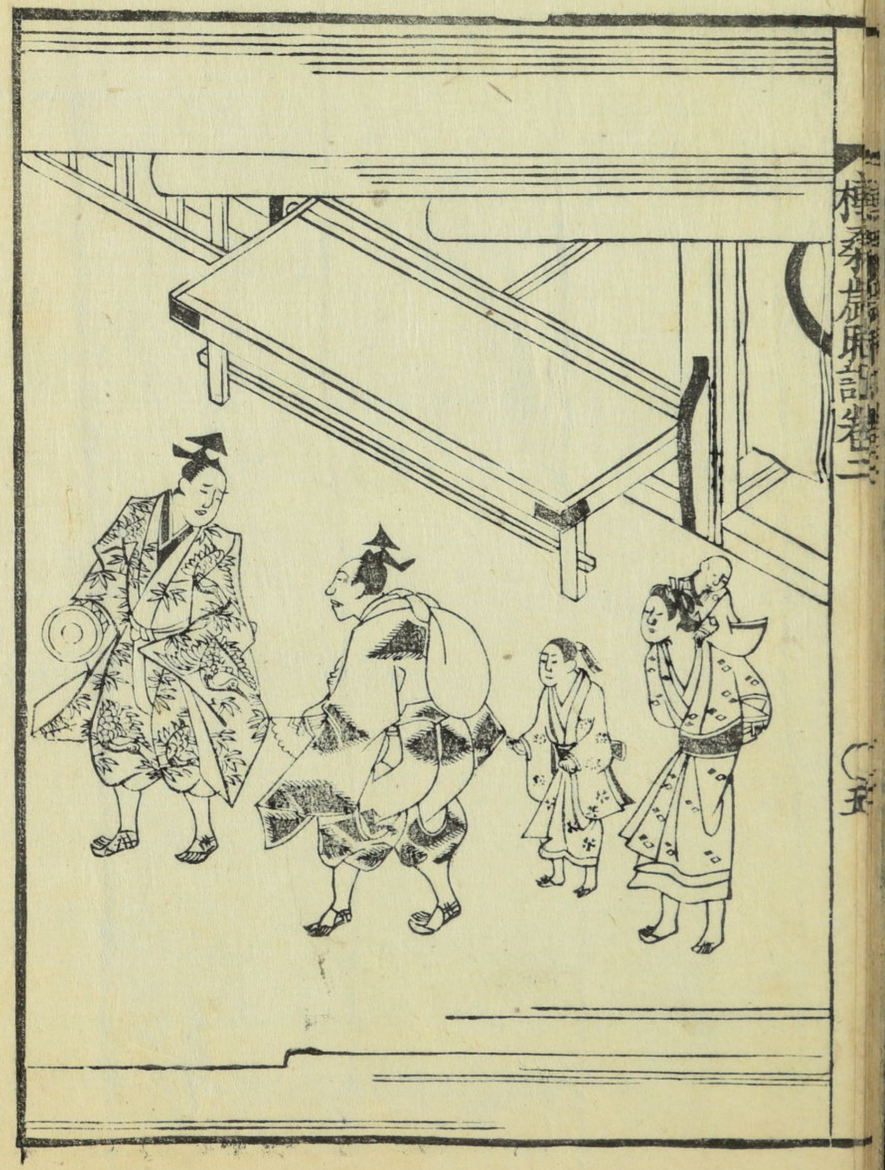

胡麻子小豆也と延喜式に見えたり又九條の右丞
相の記には白穀まめあつき粟栗柿さけなど
なりと志るせり正月は姥黄粥防風粥紫蘇粥
などとてへぐ人によろしきといふ事千金月
令にこえたり
世風記に正月十五日小豆粥を煮て天杓祭を
なす歴年に粟を煮てはらへに粥とするなり
その粥凝時東方にむかひ再拜も跪して気
を授ると思ひ疫病なしといへり此外縁斎諸
記劉敬叔が異苑などにさぬぐの説侍ることに

妖妄の説にして信ずるにたらず玉燭宝典
に正月十五日膏粥とはくりて門戸を祭る
と志るせり又荊楚歳時記にも正月十五日豆
糜を作りて油膏とうのうへにくりへ門戸を
まつると見えたり月令にも豆糞に戸を祭
るといふ事侍ることは見えたり
○今日祖先考妣の墓前に茶酒とそなへ新果
をすゝむへし毎月望日十五日のまへ小かならばかくの
ごとくすへしと程子外書又正家記に志るせり
○枕草子にいはく十五日小かゆの木元紀かしして

家のこゝろ女男なとのうかゞふをうたれどとよう
いしてはねようしろとんつかひしてろかしをも
れかしきにいかぐしてなるまゝあらんうちはてゝろは
いろうけうありとうちまゝひたるをいとしく
しこゝ又被衣男同巻にいとく年をかへりぬ
すゝりにはいかゞきへくさかしこゝにむれかりく
れかしぎなり粥杖引くしつゝ立ようかゞひ
まゝうゝ女ぎでとようしゝろとゝひおもてく
こもゝおのくおしうゝ見ゆとゝ組色の下紐まは
粥乃杖にて打古事可勘禁中にても粥杖

小く女房とうてば男子とまぐとてうのなり
趣前などにはことくしきとなり如文はしら
ざるなりとかきり今日粥杖とて松枝柴か
ぜまく女の練とうてば子とうむまじなひ
とていきをとるなり但今は小児乃戯
事となりて男のまゝはおもしろりて道
後にたゞぎ尾の女とうのなり小国ならば
松の枝を天気にいろぞりてろ出にて女を打
而あり西国まは棒にて女とうつ而あり而
小所により今日は婦人女子の出ぐ礼のう

やうのるすは王父兄その所司禁じて人と
なやまはべらず
○今夜は一年十二度の圓月の始なりなに
ん何らん人もと曾れ月代現ぬへき事なりや
東坡の妻王夫人汝陰堂にて妻夜の月と
をてゆうび春月多勝如秋月色炊月色
令人悽慘妻月色令人和悦といひし事
趙德麟の侯鯖錄に見てゝり子載集に上元
門院無法
花のいろにひかる事ゆゑ妻の夜のこれなり

月も見るへかりきり　新古今集に大江千里
てりをせはくもりもまもなくて妻の夜のなかる
月夜に志くものゝなるなり
○今夕夫婦の交をとり事を忌犯之妻命を換
すと月令廣義に見てゝり
十六日　國俗此日遊樂を事とす
又雜組に齊魯の人多く正月十六日を以て
寺觀にあそぶこれを走百病といふと侍りぬ
をみこしまを此日遊樂をとりあるなり
○又今日主人指しつゝ奴婢は宿居　俗にあやまりて
やぶいりといふ

さて主人は一日の晦を乞て家に帰り父母兄弟
親戚に謁す
掛とる事は安京新花に執金吾は家中乃老の
老ひを慰ずり事を司り度なり唯正月十
五夜勅志さ有後各一日慰をゆるべらるこれ
を放夜といふと侍りぬひとの國にもかゝれ
事侍りと見えたり
廿日今日女人乃鏡餅の祝とて又其に餅なりし
鏡餅を黄食ふ事ありこれ武士は鏡乃餅を
いたゞきひらしき事なり廿日をもらゆるを

廿日といたゞき初朝祝と謂ひ所じきゆへにこれ
を縁にさしまるよし俗にいひならはせり
晦日 沐浴
○凡賢家人功ありしき業は日々家内宅中
をあとゞく見掃除するのもなりがたれば毎月
晦日に家内宅中殊の事なく掃除しぬれば
来月中掃除を待にたやすくて人功をたぶさ
たれのごとし其所者にさ人毎月晦日に諸司
乃仕丁をして家中を掃除せしむといふなり
延喜式に見えたり

○荊楚歳時記に元日より月晦に至るまで並に
晴を能日聚つて飲食次に女舟をうつべ或は水
にのぞんで宴樂す毎月これ強望晦朔なり
正月は初年なるをもつて時俗おもんじ事
はなく節とはいへり今乃世民乃ふも年始に親
戚宴會をもつて節といふをかゝれ縁にやされば
此月世人相聚て親戚を宴會す 按もろに秦中歳時記にはなく
唐代世家乃風俗毎年元日以後平日に相送りむかへ飲酒して
節を賀を賀して傳生とはなんこれ我國の花會のごとろ
なるやしかるを正月初に男女をもてに親戚乃歳に
平日に往來して會面し世上此月世上宴應之を

もつて約節多く閑日をゆるすをこれし志ざく
往を號て晦日と同に賀し又世人此月多く飲食
て醉飽しさく宴會をはなく却て厭ふ事とす
しかれば二三月天氣和暖乃時多く花開時に
至て親戚を宴すへし是人乃宴會を恒樂
をはゞ時なり古人花樹宴會の法を二三月花
開時なるべし唐代參參の韋員外家花樹
乃歌て
今年花似去年好去年人和今年老始知人
老不如花可惜落花君莫掃君家兄弟不可

「齋刑御御史尚書郎朝回起危恒窖」窟花撰
玉紅春酒香

それども親戚すくなき人または子兄弟も外
のも親密なるをとりて我情に給すべし
此月元日より晦日まで毎年ごとに世俗に歳徳神やうやく
祭る事あり暦林問答に元陰陽乃ならはしと風俗
徳によりあそびとするは年の方に歳徳神の方は一年の
吉方也神の方なり其十干の徳なり但十干の
陽なるを歳徳とす甲丙戊庚壬これなり陰なると陰
徳とするは乙丁己辛癸これなり甲の歳徳は東

寅甲乃方に乙酉の歳徳ハ巳丙乃方に
丑戊の歳徳ハ中宮戊乃方にあり庚の歳徳
ハ申亥庚乃方にあり壬の歳徳ハ亥亥壬乃
方にあり此五干は歳徳ハ陽徳とよぶなり
又方にあり又乙乃歳徳ハ申亥庚の方に丑
丁乃歳徳ハ亥亥壬は方にあり己は歳徳ハ東
寅甲の方にあり辛の歳徳ハ南亥丙の方に
あり癸は歳徳ハ中宮戊乃方にあり乙丁己辛
癸は陰干とす方によつて徳あり陽は干
に配合して徳をなすことを以て己と甲の妻

やしお合ひ有ゝ己乃巣法ハ甲ハ左幸を西
乃妻としお合す有ゝ幸の巣法ハ西ゝ有り
乙を庚乃妻としお合を有ゝ乙乃歳法ハ庚ゝ
あり癸を戊妻とす有ゝ癸の巣法を戊ゝ左
乙行ふれお剋をおそる有ゝ木乃妹とおく庚の
金ゝ妻せ火の妹とおく壬ハ水ゝ妻せ土ハ妹
と甲の木ゝ妻せ金ハ妹と西乃火ゝ妻せ水の
妹と戊乃土ゝ妻す先ふれお剋をおそ生く各
配合して以て萬物を生ひとしり志かれば十干
乃陰陽配合し爲一年の万物を生する法

ある方なるへし神の名ゝあらはこれ陰陽出沒
命ハ説なるへしいさんや先を神としてまつるハ
古礼なしず無るべからず又晴明が蠱蠱肉傳ゝ
ハ年滅雅とハ巽鳴雅魂王乃むまの先ハ天王
乃妻巽利塞姦のるすといふ見てより先ハ
ハ心虚徒妖妄乃説なり世俗これらハ邪説を
信じへからはるれらへ淫祀を稱とるるなれハ
無るまてなるべし蓋所し志あらん人ハ淫俗ハ
志るべからずして可也
又此月及巳月九月ハ世俗ハ所ゝす日得月得と

日月乃祭とまつるのあり按とるに周礼大宗伯
以實案祀日月星辰祭義云祭日於壇祭月於
坎楊氏云春分朝日焼分夕月此祭日月之正
祭也賈誼保傅傳云三代之礼天子喜朝夕日秋
暮夕月鄭氏云祭日東壇祭月西壇顔氏云朝
日以朝夕月以暮清迎甚初出也　日月祭此事於杜氏通典文獻通考にくり
これらが天子乃日月の祭し給ふ事とせり又本
朝まい人皇五十二代淺藤天皇乃御時天照太神の
御都ふよりこれ邪氏の祖春日大明神より二十七
代乃後智治尾といふ社務に勅命ありて王城乃

東山如意が岳にて無味をとるへ別史を以て日待
をなさしむ此所より日待月待乃事ぜこるといふ
つゝ今乃世俗士庶人にいたるまで僧を請し經
とよのまゝ世祿位とまうす飲食をとるへて日月
乃祭をなし日待月待と号次天子にあらずし
て日月を祭るすさと小僧跡乃死れてれば
志紀ゆ何事かこれに志りんやむかし魯の大
史季氏が天子乃禮樂を僭し八佾して庭に
歸せしとぞ孔子そし里給ひて是をも思ふ
聖くいづ事とか志のふべからざしむとのたまへり

いさんや日月を微賤乃母に無理をや此稱の無
を明し日月をあなどりかろしめ稱をおんと
母や神を此稱とうけ給ひばなんぞ稱とるるす
あらんや王制に天子は百姓をまつり諸侯は社稷
を祭り大夫は五祀を祭ると出り此にて無
士は二祀を立居人は一祀を立これ五祀乃中に
て二祀を祭り或は一祀を祭るよし文藝祀
に見えたり上は中をかね祭る事を以下は上
を僭する事をゆゑ志り是は天子にはすべて
天地日月をは祭るべからず夫天地日月は恐れ

ゐうさふべしあれさるべからずなりけり来るす
久しといふことをなんそなやまりさ後るに怪る
庶子又神道家の説には日月とは天無太神を
おほるなり月神とは月讀尊を指ほるよし此り
天無太神は日の神月讀尊は月乃神なる是ばかく
此るなりをし其邦乃法に志るがひ日月は
おせんとならばあらうし先沐浴齋戒し来ほ
起て淨衣を着出家日を指し夕に月を指
すべし日は指ほるまは朔日を用ひ月を指す
海に十六夜を用ゆべしかくのごとくにし事

おほかりは理にはあらず寔なり然しかあらず雖
異をうるへ雅信を得へかゝ次天子にあらず
志さく日月を無る事はおほかるへき道理何り
凡此後此無をなほ人を強なくしてかゝりて
弱ありいたんや夫鏡日月を徹後乃家に無る
とや戴日月を久し見無る人を見るに家に弱
相手をありて是を孫さを保ざるものもまた
天道雅明は相似や事なきまたかれこと此人を罰
し給ふ事は何らしきかれこと此人を罰
乃弱のさなりなぞ如どう不善にまさはひきろ

乃道理なりたんやをとろれ得しむべき事なり
又僧姫命世紀に雅言をうけて雅につかる道
を諸人にとらへ事いたく佛法乃息を志りて事
て雅明を無なしなれといへりされは雅明は深く
佛法を忌給ふ理あるなにむすしより伊勢太
雅言へは内外二所さをに僧尼のとまがられ無諸
をゆりさしすしりのこなるに姫表式伊勢斎宮
乃忌絹に佛を中子といひ經を波紙といひ塔を
あらさしといひ寺を尾ぶきといひ僧を髮をと
いひ尼を女髮をと云齋を片膳といふこれを内

乃七年といふ又和の七年ゆりこれ神明ゆゑく
いとこまうひ給へり故ろ此名をとゞにいふ事を思
たぐ名をく親とかへて其なる事かくれざとし
志ゆ事は今日待月待して日神月神をまつり
なるに僧を請し經代よりせなどして神明と
けがしまりあれどりおろそかにするまことに
さとかり志ゆぬろれつゝ姉ゑ婦ゑ給ひ人
を習ゑく愁せざるもやそのあやまりにならへ人
多し天地神明ハ至尾正にして縁にそのせあ
をどうきずと以ゑをかゝる地穢乃ひざつまりぬ

ざ身れまざわひとなる事必然乃理なり世れ人
これ理をあらくまはすへ志りかゝる地穢れ無をな
をへからはこれいさゝか妖巫贋僧乃さまがらにあり
ろひて家は猶と立るゆゑあらず只天地神明の
たうさきを祈り生活しまうけ其世俗乃あや
まりに習ゑく愁せさる人乃為に尤を祭さのゑ
又世俗は庚申待とて其ゑ事ゆりあれがちは月に
のゑ事にあらずと以ゑども日待月待は數世ゑ
事なれハこゝにさとゝいり待る酉陽雜俎にいはく
尼庚申乃日三尸人の過をいふ七ゑび庚申を

ふ所なきを理りとしたゞるもやいえんや庚
申をもとは祭る乃義はあらずそれ夜祭ふ
らばして鶏明にいたるをいふ今世の俗これを
しらざ饗食をまうらて庚申を祭ると稱を
あやまり乃上れ何屋ありなるべし又吾邦
にて庚申は猿田彦大神乃司ると稱ふ日にて
世れ大神をまつるよしいふへを得ぬでこれ又
俗會の説なり又庚を金なり申を金なり
金と金と朝する日にてつくしむべき日なり
此所に中に土を入て相生れ祭をさるといふ

是又警説なり已往の相剋をいふ庚と申
ものをもやはりなるへき説に理なるさ事にあらず
覚て得るたゞ流俗に志るゞ乃此稱妖妄乃
るをなすさば志く可なりされば柳子厚三戸
を罵文あり吾測頼三彭傳あり羅京綸柳
り文に跋さるあり又僧史略に庚申乃奉
唐土れ邪法にして釈氏を行べからずと志るせり
源房をうつれ妖妄なる事を知るかくしるに
解説採錄に子厚の文と測頼の傳によりて僧
にも又此物ありとさといふは誠に美に堪たり

鍾郢州の詩に敬宗初其守庚申とあるに
をし張籍の周長此詩に唯敬推甲子不信
寄庚申といへるよし

世俗正月九月とて此三月を拘忌事なるべし
中華にも如くれごとくなるとみえたり又雜組に
正月九日上皮唐より以來此忌あり清波雜志
に以て佛法以此三月為齋素月不宜宰殺
足破俗人今京師官命下州任初不忌此三月
而差跌更少卯皮其不過之若而稍敗更多何
不思之甚也とあり又瑯琊代醉編に以て正月

九月不上皮戴埴の以て軒氏乃勿編に天帝
雅家鏡と以て四大雅別とてこれ毎月一たび
拘して人乃善趣を惹す此三月直瞻郢別と
てこれ唐人これと以て死刑を行ひず曰三長
月並然因て唐宰といまし也不上皮後世因
之となんこれを以て正月は深居氏乃説より如て
儒家此説に行されたる先此を論ずるに及ばれ世人
なるすれ拘忌にならずまでして可なり
をみこしにみて正月に雅旭乃像を図して畏と厭
七月今廣義に乃えたり我 國にも雅旭のこと

世に久しき云傳えたとふり傳ひ其絵をつゞりて
を糊すり志何りは此は唐遊史に高祖は武德
年中雅嗜といふ事の料筆に應せしか及第
せざり事を恥て隱に隱て居す高祖これを何
たれを袍帯を編りて葬しせしぬ明皇
或年の正月元日の夜は愛にひとりの小鬼をづ
から虛耗と稱して玉笛とぬとも時に一大鬼來
て小鬼をとらへてこれを喫ふ明皇愛のうちに
こゝ並がかを回給へば對くやさく臣は終南山の
鍾士雅嗜なりけれ居せし時袍帯の葬を

編りて紙葉の此典を報ぜんがゝに誓て天下君
耗の鬼を除くとりへ給ひて髮さ先世をれはら
吳道士に命じて此像を圖してこれを天下に
ほこへらましとあんさまうのおこりなるとかや
志りまでも孫遊張說謝賜雅嗜表あまば開元
より南院に此事何ること久し掛きの小續博
物志にいたく雅嗜唐の明皇は愛より起るといひ
はらふりは他なりの史に堯暄本の名は雅葵字
は辟邪干勁字は雅葵宋は宗慤か姪の名も又
雅葵たゞ葵と嗜と聲同して字異なりのみ

本草綱目に時珍いはく圃雅に雅旭は菌の名
也と何り又考工記の注に終葵は椎の名なり
也見てこれ菌椎の形小似たり椎又菌の形に
似たれば名を同す俗に神の一椎を執て鬼を
うつ図を畫て亦雅旭とかづく事を好むもの
因て雅旭の僧を作てこれ末第の無士よく
鬼を喰ふといふ道に於ずしとなりてかれ語を
しらず

雅旭れるす時珍の説をいふ正説とすべし
唐逸史の説のごときは妄誕なり何ぞ気性

きるに堪んや考て書を作ぜば書なれば小志り
じといへるすむべなかれ

又本朝ふくは元三大師として慈恵僧正の像を出
て門戸にをしつき邪癘をふせぐまじなひなり
よしふく俗人の家ごとにもちるすなり元亨釈
小慈恵僧正の新像を所にの民屋に押はかの
僧或時猿を以て宮をうつして禁ぐいて家
新像を重んずるはいかなれど邪魅実録をたら
りんと又雅に夜を隨ずをちらへりと見てこれ
却ようやうのことは其事を気性は口舌をいて

何ゝそひ殖し道をまなび理明らかならばその
げらうは其義を志るべし
此月樹木を移栽べし正月と木をうゆる上時よす
也古書に見えたり枝を切て地に挿も此月
よし又花草を移栽るも此月よろしと月令
廣義に見えたりこれらの穀生乃氣を得て能
生活する故なるや容政全書にいへて凡諸草木
を植るに下弦乃後上弦の前よし 下弦とは廿二三日 とは上弦とは
八日と地筆は月に沿て盛なり潮をもて熟し
氣盛なる時木乃生筆全く枝葉に行り故に

移せば其性をやぶり接木されば其木をやぶる
又いへて凡果木をうゆる事先九月乃中此後
樹れまはりを掘て縄をいくまはりをかゝきかり
しらあらしふは肥土を入水を澆べし次年正二月
うつしうゆべし移栽の時土を半分入て接を以て
土をつきかたくさへし上にやはらかなる土を加え
地面より二三寸たかく志るくよし土をたるべた
かく垂へかゝる次栽るのち半月かゝは毎朝水を澆べ
此月柳乃枝を切て地に挿は速に盛ることと月令廣
義に見えたり凡此月枝を挿て可なる木は枝

樗栢樅園栢 薤屋松 海紅 海棠 山茱萸 石榴
山茶 薔薇 黄梅 櫻 等なり 玉清 黄土と日
まれし 細末し 砂土と等かにしてふるひて
よくまじへ 六七寸だけ地に志きつきかゝめて
枝を 高草のごとくまろき別のおほじ 大きなり
えごふさく 先穴をさして 沛さくその穴にそぎ
たる枝を 四五寸さしたけ 十時ゝあをとりくぞ
陰地よろし 或ハ上に 物ひとすべし 日をいむ
あなりかくれごとくをれば 濕せざるすくなし
秋に 取りて 根まじたる時 移しうゆべし 又 梅

冬に 落葉せざる木ハ 四月 梅雨乃時 挿てよし
然冬 葉落る木ハ 正月に 挿へし 凡さし木 実
うへなどハ 大やく 生もし 取黄 利用に 量何里
養子に 十年乃利ハ 樹を 揺とあるべしとゝ
とへり 次凡 草の木と 植く 函数となし 日に 園
中に 遊んでゝ 代生理と 靜観し 玉紀と 覺
貴を 深ハ 下ことに 孫子の 楽なり 種子乃 男物之
生意 最可観 といひ 美物 靜観 皆自 四周 使
無与人同 といへり 男物 皆 喜 さあるを 観
て 天地 生物の 化をうけし 理を 見へし

歐陽公の種花詩に

淺深紅白宜和間。先後仍須次第栽。我欲因成
攜酒去。莫教一日不花開

楊誠齋の三匹種乃詩に

三匹初開是樗郷。要開三匹有剛明。誰奇菴有
三匹遲。一匹花開一匹沙

趙白雲の載仁杏詩に

白髮稀根絶道遲。何年及見子垂之。老夫但欲
添培植。不問開花結子時

正月之後生れ初なり故に木をとらるゝなり是為の

巣をとらいぐるゝなり是ほうきむしたちこゝなり
むまれたる物ひなどり歟乃子をとらるゝなりかれ
此事月令に見えたり曾子のいはく樹木以時伐焉
禽獸以時殺焉孔子乃曰斷一樹殺一獸不以其
時非孝也これ聖義にあたり木をとらり獸をころ
さふ時を以て せざるを不仁なるべきをれいらしき
天地へ乃不孝なりといへるこゝろなり

達生錄にいはく孟春乃月天地資始万物但生
故に固密して其氣を池しきりなり是
此月狸肉をくへハ穢をやぶる蓼をくへハ腎をやぶる

生葱をくらへハ面に遊風を起す又梨をくらふ
ことなかれ又霍乱を附代物と発して飛痱
の気を避べし

凡一年に七十二候あり五日を一候として三候を一
（月令広義　素書　叢書等に出たり）
気とし六候を一月とし七十二候を一年とす
正月より十二月まで毎月各六候を定むる先
正月の六候第一東風解凍第二蟄虫始振第
三魚上氷右立春の三候なり第四獺祭魚第
五鴻雁来第六草木萌動右雨水の三候なり

凡一日一夜漏刻の数をくべて百刻百刻ハ漏水の
内に立る箭にきざみたる数なり漏湯に浮て
長にさかりて昼夜の長短ひとしからず
昼ふかく夜みじかく秋なれバ附ハ昼を
しりぞ庚二十四気昼夜たがひに長短あり
先より以下毎気昼夜の長短をさだむべし
先立春ハ昼四十二刻五十分夜五十六刻
十分合百刻なり雨水ハ昼四十五刻五十分
夜五十四刻十分なり凡六十分を一刻とし
（月令広義によれり）

日本歳時記巻之二終